

監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年7月25日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

農林商工部

農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

4 監査の日程

令和7年3月25日から令和7年5月21日まで（39日間）

5 監査対象年度

令和6年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

ア 収入について

(ア) 納入の通知について

鹿屋市会計規則第24条第1項の規定及び公有財産の手引により、収入決定権者は、調定したときは、当該調定書に基づき納入通知書を作成し、納入義務者に送付しなければならないとされており、それが行政財産の目的外使用であって、使用の期間が1年以上で翌年度にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、当該年度分をその年度の4月30日までに徴収するものとされているが、納入通知書を、納入期限を過ぎてから納入義務者へ送付している状況が見受けられた。

(農林商工部 畜産課)

イ 支出について

(ア) 報酬及び費用弁償について

鹿屋市報酬及び費用弁償条例第3条第2項第1号の規定により、日額支給の報酬は、その月分を翌月10日までに支給することとされているが、5か月分を令和7年5月にまとめて支給している状況が見受けられた。

(農林商工部 林務水産課)

ウ 契約について

(ア) 契約保証金について

契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16並びに鹿屋市契約規則第32条及び第33条の規定により、契約の相手方は、市長が指定した日時までに、契約保証金を納付しなければならないとされているが、契約保証金を納付しないまま契約しているものや、契約保証金の納付の免除について、同規則第35条第3号の規定により、国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約とされているが、規定されていない団体との契約により契約保証金の納付を免除しているものが見受けられた。

(農林商工部 ふるさとPR課)

(2) 行政監査の結果

ア 事務管理について

(ア) 市内出張命令について

鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条並びに鹿屋市事務決裁規程第4条第1項及び第2項第2号の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま出張している状況が見受けられた。

(農林商工部 ふるさとPR課)

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、補助金事務、契約事務、財産事務及び事務管理において、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。